

## 障害児福祉手当

以下に示す障がいの状態にあり、かつ、常時の介護を必要とする場合に該当となります。

1	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの(視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。)
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
8	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が1～7と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障がいであって、1～7と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が1～7と同程度以上と認められる程度のもの

### 障がい程度が目安

- ・身体障害者手帳：1、2級
- ・特別児童扶養手当：1級
- ・最重度の知的障がい(IQがおおむね20以下)
- ・重度の知的障がい(IQがおおむね35以下)と、その他に重度の身体障がい(身体障害者手帳1、2級)がある場合 等